

COP10先住民族ニュース No.5

発行日 2010年10月25日

発行 COP10先住民族ニュース取材班

本会議5日目(10月22日)

朝：恒例のIIFBの全体会合では、ABS議定書の交渉グループの経過、カナダ政府への対応が主たる議題となりました。

A B Sの会議が、シェアリングではなく、単なる伝統的知識に対するアクセスのための会議になりつつあるという声もありました。またカナダ政府への対応としてIIFBとして記者会見を準備

10時過ぎから A seed Japan によるマレーシアのパニーさんへのインタビュー

午後15時から COP10の全体会議で これまでの進捗報告、ABS議定書に関する会議は土曜日午後から継続

8条(J)作業部会におけるIIFBの声明

IIFB:議題項目6.7 - 8条(J)及び関連条項

8条(J)及び関連条項の作業部会の進捗状況を鑑みるに、行動計画(PoW)の実行については、たとえば先住民族・地域コミュニティに対するキャパシティ・ビルディングの試みやAkwe:Kon指針といったいくつかの進展はみられたものの、先住民族と地域コミュニティの伝統的知識を保護するための固有の慣習法システムの発展のように、わたしたちが根本的に重要と考える他の分野での進展のなさにいらだちを覚えざるにはられません。

わたしたちは、ラテンアメリカやカリブ海の先住民族・地域コミュニティへのキャパシティ・ビルディングにスペインが賛成したことを歓迎します。こうした試みを継続し、他の地域に拡大し、先住民族の若者や女性の参加を促進していくことは極めて重要であり、COP9で採択されたジェンダー・プランの実行とも関連しています。わたしたちは、スペインが引き続きこのイニシアチブを支持し、他のすべての締約国がそれに従うように呼びかけます。

政府は8条(J)の作業部会の要請に従い、先住民族と協働しなければなりません。行動計画を効果的に進展させるために根本的に重要なのはそれだとわたしたちは考えます。

わたしたちは、改訂された条項の実施に関する複数年作業計画の主な項目として、10条(C)を含めることを歓迎します。8条(J)はそもそも保護地域に焦点を当てています。固有の慣習法システムに言及している行動計画の課題12を維持することが根本的に重要です。こうしたシステムが発展した暁には、慣習法と伝統的知識の本質的な関係は、先住民族と地域コミュニティの伝統的・組織を国家が承認することと同様に、尊重されなければなりません。

固有の慣習法システムは伝統的知識の保護のために発展させなければなりません。それは先住民族と地域コミュニティの十全かつ効果的な参加をともなって管理・評価されるべきであり、先住民族・地域コミュニティの慣習法とコミュニティ・プロトコルを基盤としなければなりません。

わたしたちは倫理行動規約の採択を強く推奨します。そして、先住民族・地域コミュニティとしてのわたしたちが有する土地や水域への権利を改めて立場表明します。それらはわたしたちが伝統的に占有し、使用してきたものであり、Akwe:Kon指針の際に交渉された文言と同様、今回の交渉においても十分に認識されなければならないものです。またわたしたちは、この規約が自由意思および事前の告知・同意にもとづくものであるように要請します。(一部・全文はブログへ)

サイドイベント報告：生物多様性条約における「ローカル・コミュニティ(地域社会)」の位置づけ

日時：10月19日 午後1時15分から

主催：生物多様性条約事務局 地域コミュニティ・コーカス

生物多様性条約ではI L C (Indigenous and Local Communities: 先住民族および地域コミュニティ)という用語が使われています。私たちがサポートしているIIFBも先住民族ではなく、「先住民族および地域コミュニティ」というカテゴリー(第8j条)で位置づけられています。ところが、ここでいう地域コミュニティとは何か、先住民族と重なるのか、などの疑問がIIFBの中でも出されています。これは、定義にかかわる問題であると同時に、第8j条を保護地域やABSによる利益配分にも適用する時の範囲に関わる政治的問題にもつながっていきます。そんな関

最初のパネリストは、セミ・シコンゴさん(ナミビア政府観光局長官)。「アフリカの文脈でいうと、地域コミュニティは植民地支配と関わり考え方だ。植民地支配によって作られた地域とは違うものということだ。もう一つは、遊牧民のように移動する人たちにとって地域コミュニティとは何かという問題もある。アフリカにおける先住民族とは誰かというのも、大きな問題だ。とくに先住民族の自主決定権は、アフリカでは新たな紛争をつくりだすことにつながる。ダイヤモンドや石油などがある地域が先住民族として権利を要求すると、それが新たな紛争の原因になるからだ」と政府関係者の立場から話してくれました。(一部略)

最後のパネリスト、サンチアーゴ・オビスボさん(アマゾンから)は「アマゾンでは、伝統的コミュニティとはスピリチュアリティ(精神性)を持つ、宗教的な人びとが住むところ。国連で先住民族が20年以上たたかって実現した先住民族の権利が、生物多様性条約では先住民族と地域コミュニティという別の概念に置きかえられているのはおかしい」と根本的な指摘をしました。

この議論は、誰が参加するかという問題ではなく、自主決定権あるいは地域主権にもかかわっていく問題だということ強く感じました。

日本の文脈における地域コミュニティとは何か、という議論も必要ですね。沖縄のように先住民族と地域コミュニティが重なっている地域、アイヌ民族のように重なりが弱い地域、漁村(祝島のような)など伝統的知識・職業が生きている地域、などの整理が必要かもしれません。

(文責 越田清和)

COP10 先住民族ニュース取材班

ブログ記事を整理したものです。

COP10 開催期間中の連絡先：第二ビル 234 ルーム

詳細は <http://indigenousnet.blog75.fc2.com/>